

## 山形県内住宅移転支援事業費補助金のお知らせ

山形県では、東日本大震災等により、福島県の避難指示区域以外から県内の応急仮設住宅等に避難している方のうち、応急仮設住宅等の提供期間終了後も、引き続き県内の民間賃貸住宅等へ転居し避難を継続される方に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、**引越し費用を補助します。**

### ■ 補助対象者

福島県の避難指示区域以外（平成27年6月15日時点）から、県内の応急仮設住宅等に入居している避難世帯のうち、次の（1）から（3）の全てに該当する世帯の代表者が対象となります。

- （1）山形県が定める収入要件※「月額所得21万4千円以下」を満たしている
- （2）応急仮設住宅等の供与期間終了後も避難を継続することが必要である
- （3）①住宅が手狭になった②家賃が低廉な住宅に移る③貸主の都合などの理由で山形県内の民間賃貸住宅等に転居する

**（注）自ら購入した住宅、マンションは該当しませんのでご注意ください！**

※ 収入要件（月額所得21万4千円以下）の計算方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{箇月}} \leq 214,000\text{円}$$

※ 母子避難又は父子避難の二重生活世帯に該当している場合は、世帯全体の年間所得を2分の1した金額（1円未満の端数は切捨て）

### ■ 交付の対象経費

平成29年1月1日から平成29年3月31日までに**引越し**で、以下の経費が対象となります。

- （1）家財道具の運搬のための引越業者による運送費用
- （2）家財道具の運搬のための運搬車両のレンタル費用
- （3）（2）で給油を要する場合の費用

（注）ご自分の車で運搬した場合はガソリン代も含め対象となりません。

## ■ 補助額

補助金の額は、対象経費の実費額又は1世帯当たりの上限額のいずれか低い額となります。

【1世帯当たりの上限額】	
複数人世帯	5万円
単身世帯	3万円

## ■ 申請から支払までの流れ

業者見積書の徴取→交付申請→(交付決定)→引越しの実施→実績報告→(交付額の確定)  
→(支払) ※ ( ) は山形県

**(注) 補助金の申請は、引越しをする前に行っていただく必要があります!**

## ■ 交付申請 ※ ご準備いただく書類

**山形県の交付決定を受ける前に引越しした場合は補助対象となりません!**引越しを予定されている方は、**引越し日の10日前又は平成29年3月10日(金)(必着)のいずれか早い日まで**に申請してください。申請が遅れた場合は補助できませんのでご注意ください。

※ 3月20日～3月31日に引っ越す方も3月10日(金)が締切りとなります。

申請にあたっては、「平成28年度山形県内住宅移転支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に掲げる次の書類を、山形県危機管理課復興・避難者支援室に提出してください。

- (1) 補助金交付申請書(「交付要綱」別記様式第1号)
- (2) 平成28年度山形県内住宅移転支援事業計画書(「交付要綱」別記様式第2号)
- (3) 現在居住している応急仮設住宅等の入居許可証又は貸与許可書(雇用促進住宅)等の写し **※入居人数が確認できるもの**  
※山形県が提供する借上げ住宅に入居している方は、上記書類は不要です。
- (4) 世帯全員分の住民票(住民票謄本)
- (5) 母子避難などの二重生活世帯で、住民票による二重生活の確認ができない場合は、電気料金明細など、離れて暮らしていることが分かる書類
- (6) 市区町村が発行する世帯全員分の平成28年度所得(課税)証明書(平成27年分)  
※所得(課税)証明書は、19歳以上(平成28年10月1日時点)の世帯構成員分
- (7) 預金通帳の写し(補助金入金用口座)

**※(2)の事業計画書(別記様式第2号)の「経費内訳」欄は、引越し業者から見積もりを取る、レンタカー会社に料金を尋ねるなどして金額を記載してください。ガソリン代などは見込みの金額を記入してください。交付決定後の補助金額の増額又は対象経費の30%を超える減額は計画変更の承認申請が必要となりますのでご注意ください。**

※(4)から(6)は福島県から交付を受けた収入要件事前確認結果の通知の写しを添付することで省略できます。

## ■ 引越しの実施

山形県から交付決定の通知を送付します。通知が届いたら、引越しを行ってください。

## ■ 実績報告 ※ ご準備いただく書類

引越しが終わったら、実績報告書をご提出いただきます。引越し完了後15日を経過する日又は平成29年4月5日のいずれか早い日までに提出してください。補助金のお支払いは実績報告書をご提出いただいた後になりますのでご注意ください。

実績の報告は「交付要綱」に掲げる次の書類を、山形県危機管理課復興・避難者支援室に提出してください。

- (1) 補助金実績報告書（「交付要綱」別記様式第5号）
- (2) 引越業者の領収書（写）
- (3) レンタカー会社の領収書（写）
- (4) レンタカーへの給油領収書（写）（原則レンタカー返却日と同日付け）
- (5) 新たな住まいの賃貸借契約書や入居許可証などの写し

## ■ 交付額の確定及びお支払い

山形県では、ご提出いただいた実績報告書を審査し補助金額を確定します。確定した補助金は、確定後約2週間で申請時にお申し出いただいた口座に振り込みとなります。

※ 口座情報に誤りがあると支払いが遅れる原因となります。添付いただく通帳の写しは、表紙を開き「支店番号」、「口座番号」、「氏名（カナ）」など記載のあるページを提出いただくようお願いいたします。

## ■ 問い合わせ先

山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課 復興・避難者支援室  
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1  
電話：023-630-3100 / FAX：023-625-1625